

令和 4年 4月 1日

社会福祉法人ハマノ愛生会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに全社員が活躍でき、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮することができるよう努めるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 6年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：男性職員の育児休業取得率を20%以上、休業期間を1ヶ月以上とする。

＜対策＞

- 令和4年 4月～ 改正内容含む、諸制度の情報を収集・整理する全職員を対象として、制度内容を周知する。
- 令和5年 4月～ 管理職を対象として、育児休業に関する制度や支援方法について研修を行う。
- 令和5年10月～ 労務担当者や担当職員に周知する。

令和 4年 4月 1日

社会福祉法人ハマノ愛生会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに全社員が活躍でき、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮することができるよう努め、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 6年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標2：全職員の有給取得率を75%以上とする

＜対策＞

- 令和4年 4月～ 全施設の年次有給休暇取得状況の把握
- 令和5年 4月～ 各施設および職種の問題点等の検討を開始
- 令和4年10月～ 全施設にて取得状況とりまとめ
管理職を対象とした研修
職員への周知